

第三者保護効契約と代理受領——補論

藤田寿夫

はじめに

- 一、代理受領権とその物権化論
- 二、代理受領と第三者保護効契約
むすび

はじめに

代理受領とは、債権者Xが債務者Aに対する債権を担保するため、債務者Aがその取引先である第三債務者Yに対して有する債権について、これを受領（取立）する権限の委任を受け、Yから直接受領した金銭を、Aに対する債権の弁済に充当する、という契約形式による債権担保手段である。⁽¹⁾通常、「委任状」と題する文書が用いられ、委任者たる債務者Aと受任者たる債権者Xとが連名で、第三債務者Yに対し、担保目的のために代理受領権の委任があったことについて承認を依頼し、Yがこれを承認・承諾した旨の文言を記入し記名押印する。

債権担保の目的での代理受領につき、その法的性質として、債権質類似の無名契約説、債権担保契約説、第三者のためにする契約説、三面的無名契約説、不法行為説などが唱えられてきた。第三債務者が代理受領権者に直接支払う義務を負う場合の代理受領契約は、委任者たる債務者Aと第三債務者Y間で締結された第三者（受任者たる債権者X）のための保護効を伴う契約と言えるものであるにもかかわらず、「第三者のための保護効を伴う契約」法理との関連で債権担保目的での代理受領契約を分析する学説はなかった。しかし、近時、ドイツやフランスにおいても、給付義務の履行に伴う第三者の純粹の財産的利益の保護が問題とされている。⁽³⁾ 前稿において、私は代理受領契約をはじめてこのような視点から分析した。⁽⁴⁾ 判決例の採用する担保的利益承認説によれば、履行利益賠償とも言える代理受領権者の財産的損害の賠償が故意不法行為でなくとも認められる根拠が明らかでないが、担保目的の代理受領の第三者のための保護効を伴う契約構成は、第三債務者の弁済により自己の債権回収をはかるとする代理受領権者の期待を契約形式そのままに保護しようとするものであり、これをさらに権利外観法理や信頼責任に基づく第三債務者Yの責任が補完しうることを本稿は明らかにする。

(1) 上野・金法二〇〇〇・一一五、安永・金法一九三・一三、川添利起「担保の目的を以てする債権の取立委任について」金融法務一七号八頁〔昭和二八年一月〕、高岡謙「代理受領に関する若干の考察」バンキング一二〇号二三六頁〔昭和三三年三月〕、堀内仁「銀行の実務」代理受領」ジュリスト一五四号五一頁〔昭和三三年五月〕、脇屋寿夫「債権確保のための代理受領権の取得」金融法務一八七号一頁〔昭和三三年一〇月〕、我妻栄「民法案内総則⑪代理」法学セミナー昭和三五年二月号一五頁、成田栄造「代理受領」金融法務二四四号一九頁〔昭和三五年六月〕、堀内仁「代理受領権の第三債務者による侵害」金融法務二四九号一頁〔昭和三五年八月〕、並木俊守ほか「代理受領はどう考えたらよいか」手形研究三八号二二頁〔昭和三五年一月〕、長谷部茂吉「請負報酬金の代理受領の委任契約を注文主が承認した場合の効力」金融法務二五八号一二頁〔昭和三五年一月〕、浅沼武「代理受領権取得の実効化」金融法務二七六号一五頁〔昭和三六年六月〕、

小西勝「代理受領に関する学説・判例とその批判」金融法務三三八号二二頁〔昭和三八年四月〕、中馬義直「債権担保のためにするいわゆる代金代理受領権委任契約の法律的性質」神奈川法学一卷一号五七頁〔昭和四〇年一月〕、大西武士「工事請負代金債権の代理受領」手形研究一〇一号四四頁〔昭和四一年一月〕、三島宗彦「代理受領債権の譲受と詐害行為」銀行取引判例百選〔旧版〕一二六頁〔昭和四一年一月〕、高島平蔵「代理受領の効果」銀行取引判例百選〔旧版〕一二八頁〔昭和四一年一月〕、吉原省三「代金債権担保の問題点」金融法務四五二号二〇頁〔昭和四一年九月〕、長尾治助「代理受領に関する判決の概観」手形研究一二三号四頁〔昭和四二年一月〕、河村堯「代理受領の法的性質およびその効力」手形研究三四号三〇頁〔昭和四三年九月〕、村松俊夫「代金の受領委任を第三債務者が承認した場合の効力」金融法務五三〇号八頁〔昭和四三年一二月〕、浦野雄幸「代理受領と銀行取引」金融法務五三四号一七頁〔昭和四四年二月〕、杉田洋一「代理受領を承認した債務者が当該債務を本人に支払った場合に不法行為の成立が認められた事例」法曹時報二一卷七号一六六頁〔昭和四四年七月〕、島谷六郎「代理受領の目的債務の本人への支払と不法行為」金融法務五五七号三六頁〔昭和四四年九月〕、高島平蔵「代理受領を承認した第三債務者が債務者に弁済した場合不法行為成立が認められるか」判例評論一二八号二四頁〔昭和四四年一〇月〕、大西武士「代理受領を承認した債務者が当該債務を本人に支払った場合に不法行為の成立が認められた事例」手形研究一五〇号四四頁〔昭和四四年一〇月〕、大西武士「代理受領の特約と債務の保全」金融法務五六二号二四頁〔昭和四四年一月〕、瀬戸正二「代理受領の効果—金融法務ダイジェスト」金融法務五六八号三二頁〔昭和四五年一月〕、中村哲也「代理受領を承認した債務者が当該債務を本人に支払った場合に不法行為の成立が認められた事例」法学三四卷一号一二七頁〔昭和四五年三月〕、浜田淳一「代理受領について」手形研究一五七号三八頁〔昭和四五年四月〕、鈴木正和「代理受領方式による担保—銀行の実務」ジュリスト四五一号八八頁〔昭和四五年六月〕、三島宗彦「代理受領を承認した債務者が当該債務を本人に支払った場合に不法行為の成立が認められた事例」民商法雑誌六二卷四号一七九頁〔昭和四五年七月〕、甲斐道太郎「代理受領」金融法務六〇六号一八頁〔昭和四六年二月〕、大西武士ほか「債権担保のための代理受領契約の効力」手形研究一七八号一〇頁〔昭和四六年一〇月〕、西沢博「保護預りおよび代理受領と滞納処分」金融法務六六一号一四頁

〔昭和四七年九月〕、中馬義直「代理受領委任契約に反して直接本人に弁済した者の不法行為責任が認められた事例」ジユリ
 スト五一八号一三二頁〔昭和四七年一〇月〕、高島平蔵「代理受領の効力」銀行取引判例百選(新版)一四四頁〔昭和四七年
 一二月〕、伊藤進「代理受領制度」手形研究一九五号七二頁〔昭和四八年一月〕、川辺常雄「代理受領契約と効力」手形研究
 一九八号一〇一頁〔昭和四八年三月〕、本間輝雄「代理受領と振込指定」金融法務六八九号一〇〇頁〔昭和四八年七月〕、山
 口輝久「代理受領」金融法務七〇〇号五一頁〔昭和四八年一月〕、秦光昭「代理受領と振込指定」金融法務七七四号二八
 頁〔昭和五〇年一二月〕、山口英一「代理受領の問題点と実務対策」金融法務七八四号一八頁〔昭和五一年四月〕、中馬義直
 「質権と代理受領とは、どのような異同があるか」民法学3四五頁〔昭和五一年四月〕、甲斐道太郎「代理受領・振込指
 定」銀行取引法講座下巻二八五頁〔昭和五一年一二月〕、田中和夫「工事代金の代理受領」手形研究二五〇号五二頁〔昭和五
 一年一二月〕、野口恵三「代理受領権者が当該債権を譲り受けても詐害行為にはならないか」NBL一二六号四〇頁〔昭和五
 一年一二月〕、堀内仁「代理受領の目的としていた債権の譲渡担保と詐害行為の成否」金融法務八〇七号三頁〔昭和五一年一
 月〕、網本浩幸「代理受領の法律関係」企業法研究二六四輯二五頁〔昭和五二年五月〕、吉原省三「代理受領を承諾した第三
 者の地位」金融法務八二八号三頁〔昭和五二年七月〕、柳川俊一「代理受領を承諾した第三債務者は反対債権をもつて相殺す
 ることができるか」金融法務八四九号二四頁〔昭和五三年三月〕、鈴木正和「代理受領担保の弱点」金融法務八九〇号三頁〔昭
 和五四年五月〕、椿寿夫「代理受領承認者の委任者に対する弁済と不法行為責任」判例タイムズ三九〇号七八頁〔昭和五四年
 九月〕、山口輝久「代理受領の担保的効力」判例・先例金融取引法一四七頁〔昭和五四年一二月〕、中田昭孝「代理受領の問題
 点」判例タイムズ四一七号二八頁〔昭和五五年九月〕、松本恒雄「代理受領の担保的効果(上中下)」判例タイムズ四二三号三
 二頁、四二四号三三頁、四三五号三三頁〔昭和五五年一一〇一二月〕、辻伸行「代理受領の法律関係(一)(二完)」独協法学一
 六号二三頁、一七号二三頁〔昭和五六六年三月・九月〕、古板悦二郎「代理受領の担保的効力—実務へのかけ橋」金融法務九
 七号四二頁〔昭和五六六年一〇月〕、上野隆司「代理受領・振込指定の担保的機能」金融法務一〇〇〇号一一五頁〔昭和五七年
 八月〕、甲斐道太郎「代理受領・振込指定の担保的効果論」NBL二六五号一二頁〔昭和五七年九月〕、米律稟威雄「代理受

領・振込指定と銀行の請求権—法務時評」手形研究三四九号一頁〔昭和五九年一月〕、椿寿夫「代理受領・振込指定の機能場面は—法務時評」手形研究三五〇号一頁〔昭和五九年二月〕、川端敏朗「債権担保のためにするべき代理受領の法律的性質の一考察」私法学研究九号八七頁〔昭和五九年二月〕、甲斐道太郎「契約形式による担保権—代理受領」現代契約法大系6卷三四頁〔昭和五九年一月〕、鳥谷部茂「集合債権の譲渡担保と代理受領・振込指定（上下）」法律時報五六卷一二号一〇三頁、五七卷一號九八頁〔昭和五九年一月・六〇年一月〕、同「代理受領・振込指定の担保機能(1)(2)」近大法学三一一卷11・111・四号、三五卷1・11号など多数の代理受領に関する論稿がある。

(2) 受領権限に着目して三者不当利得の問題を解明しようとする見解について、拙稿「指図・振込・振替と三者不当利得」神戸学院法学110卷111・四号（一九九一年）参照。

(3) ハーマン・ゴットワルト Gottwald, Münchener-Komm. § 328 Nr. 60-96. ハトハクの判例から、たしかに Cass.,

15. Janv. 1985, D. 1985 I. R. 344, note Vasseur, Parisser, 20. fév. 1985, Gaz. Pal. 1985. II. Sonn. 251.

(4) 拙稿「代理受領と契約の第三者保護効」神戸学院法学111卷11号八九頁以下。

1 代理受領権とその物権化論

通常の受領権限の委任においては、委任者が自ら弁済を受領できない場合などに利用され、委任者の利益のための委任であるが、担保目的のための代理権授与である場合、代理人の利益のための代理として、撤回できな代理ないし性質上解除しない委任と考えられる。Aが一方的にXに対して授權撤回または委任解約の意思表示をしても効力を生ぜず、Xの代理権は消滅しない。⁽⁵⁾

債権質類似の無名契約説、債権担保契約説や一部の再履行請求権説によれば、Aの処分権限の制限とXの権限に基づき、YのAに対する支払には弁済効がない、無効であるとして、代理受領に物権的効力を認める。しかし、授

権の撤回不能にもかかわらず、委任者Aは競合する自己の権限を有しており、もしXのためAがYと自己の処分権限の制限を合意していたとしても、再びAはYとの契約によって処分制限を撤廃することができる。したがって、単なる代理受領方式にとどまる限り、Xは債権法上の保護以上を受けることができない。受任者Xは委任者Aに対し債権的不作為請求権・損害賠償請求権を有するほか、YはXに対し、Aに支払わない義務を負い、Yがこの義務に違反してAに支払った場合、AとYがAの処分制限を撤廃する限り、有効な弁済となるが、YはXに対し損害賠償義務を負うことがあるのである。代理受領の委任後もAはYに対する債権を有したままであり、債権の譲渡担保構成もとりえない。

(5) 甲斐『銀行取引法講座下巻』二九二頁、松本、判夕四二四・三二一、浜上則雄・民商四〇巻一号二六頁、鳥谷部・筑波法政四号五七頁。

二 代理受領と第三者者保護効契約

A X間の委任契約に基づき、弁済受領権限がXに授与され、その結果、Yの給付を、YのAに対する債務の弁済としてXは受領できる。また、A Y間の弁済方法についての特約に基づき、YもAに代えてXに給付すること、およびそれによりAに対する給付義務から解放される権限を授与される。しかし、YがAに対しXへの給付を義務づけられる場合とYが任意に弁済としてXへ給付できる権限のみを有し、Xへの給付を義務づけられない場合とがある。以下では、代理受領へのYの承諾により、YがAに対しXへの給付を義務づけられるかどうか検討する。

一、Yの承諾の意味

代理受領の委任状には通常、①AがXに請求、弁済の受領に関する一切の件を委任すること、②債権担保のための代理受領であること、③Xの同意なしに、委任契約を解除しないこと、④Aは代金債権を他に譲渡したり、重ねて代理受領を委任しないこと、⑤Yは代金を必ずXに直接交付し、Aは受領しない、といった特約がみられる。

受領委任に対するYの承諾自体は意思表示ではない。①の受領委任は、XA間の債権関係にとどまり、第三債務者Yが関係しえないので、これに対する承諾は事実の確認以外の意味ではなく、XY間に法律関係を生ぜしめえない。③の委任契約を解除しないという特約や④の特約に対する承諾も、Yに何ら関係のないXA間の債権関係に関する事項であるから、意思表示でなく、単に事実の確認にすぎない。⁽⁶⁾

受任者Xに支払うべき依頼に対する承諾により、Yが何らかの債務を負担するかどうかは、依頼、承諾の趣旨の解釈いかんによる。AYにおいてXに直接支払うことを約したと認められる場合とそうでない場合とがある。Xに直接支払うことを内容とするYの債務の約定は、Yの債務、Aの債権に関する約定であり、二当事者間だけでの契約を考えると、AY間ににおいて契約の目的とできるが、XY間ににおいてこれを契約の目的とするのは、効力を及ぼしえないはずの他人の債権についてその処分を約定することであり、したがって、XY間の約定だけで、YはXに直接支払う債務を負担しえない。⁽⁷⁾

二、YがXへの給付を義務づけられる場合

YがXへの給付を義務づけられる場合、XAY間には、不真正な・第三者(X)のためにする契約が成立している。この契約は、第三者が直接に契約当事者の一方に対して給付を請求しえず、ただ給付が第三者(X)に対して

なさるべきことを契約当事者の一方（A）が相手方（Y）に対して求めることができるに止まる契約である。⁽⁸⁾ 日本民法五三七条以下は真正な・第三者のためにする契約についてのみ規定しているが、私的自治の原則により、不真正な・第三者のためにする契約をすることもできる。

A Y間ににおいてXに直接支払うことを約した場合、弁済方法についての特約が成立し、YはAに対する債務を直接Xに給付すべき義務を負う。債権担保目的での代理受領の場合、この弁済方法の約定は、YのAに対する本来の債務の存在を前提として、Xによる直接の受領を確保しようとするものである。このとき、Yは債権者Aに対する決められた方法で弁済する義務を負うのであるが、Xに対しても、決められた方法での弁済により獲得される担保的利益を侵害してはならない保護義務を負うか問題となる。

YがAに対し負う給付義務は、弁済方法の約定に基づき、事実上Xに給付されることから、通常の「第三者のための保護効を伴う契約」において要求される第三者の給付近接性（Leistungsnähe）という要件は満たされる。第三者の給付近接性とは、約定通りの給付により第三者が主たる給付と接触することである。⁽⁹⁾ 契約給付が第三者のためにも提供されるとの「第三者のための保護効を伴う契約」の第二の要件「給付の第三者関連性」も、YはXに事実上給付を提供する弁済方法の約定から肯定される。⁽¹⁰⁾ 給付の第三者関連性も第三者の給付近接性もYに認識できる。したがつてYはXに対し、信義則により契約上の担保的利益保護義務を負う。

しかし、代理受領契約が債権担保の目的でなされることを認識できる状況で代理受領を承諾し、Xに直接支払うことと約した場合には、信義則によるまでもなく、契約解釈もしくは補充的契約解釈に基づきYのXに対する契約上の保護義務が認められる。けだし、民法五三七条以下は、第三者が直接に契約当事者の一方に対して給付を請求する権利を第三者に与える契約を認めているのであるから、第三者に対する保護義務のみを認める契約も可能で

あるからである。

Yにとつても、Yの給付についての契約義務の違反により第三者XだけにYの給付が現実に提供されないことにによる財産的損害が生じること、及び、XはYの現実提供に固有の利益をもち、そのXの財産的利益が保護されることはAは関心があることは認識できる。このようなXの保護利益に関する事情が認識できることは、補充的契約解釈の要件である。けだし、両当事者に認識できる事情のみが契約解釈に關係するからである。さらに、第三者Xの給付近接性、あるいは、給付の第三者X関連性というメルクマールが存すれば、これらのメルクマールが認められる第三者Xについて通常Aは特別の保護利益を有するので、Xに対し保護義務を及ぼす仮定的当事者意思が認められる。したがって、このような不真正の・第三者のためにする契約を結ぼうとしている場合には、第三者Xに対する契約上の保護義務が認められうる。

より具体的に担保目的の代理受領契約について検討していく。AYはYが弁済方法についての特約に違反してAの債権を消滅させてしまった場合のXのYに対する損害賠償、つまり、YのXに対する保護義務についてYの承諾時に通常考慮しておらず、さらに、Xの担保利益を保護すべきYの契約上の保護義務が認められなければ、担保目的の代理受領契約の意義と目的を達成できないので、Yの保護義務の点で、代理受領契約には契約欠缺がある。さらに、担保目的も「委任状」に明示されたりしているので、Yにとつても弁済方法の約定が相手方Aの本来的給付利益と密接不可分に結びついているXの担保的利益の実現をも目的としていることは承諾時に認識できる。したがって、AY間の弁済方法についての特約の補充的契約解釈の結果、Xの担保的利益を保護すべきYの義務が成立し⁽¹²⁾うる。

さらに、Yの承認は直接Xに対しても向けられていることから、Xの自己の担保的利益実現への信頼が強められ

る。Yはその承認によつてXに対する権利の外観や信頼構成要件をも作出することがある。けだし、XがAに対し信用を供与するにあたつてYの表明を信頼するし、YはこのXの事情を意識しているからであり、YはXに意識的に虚偽の債権情報を与えないということをXは信頼してよいからである。ここでいう権利外観の作出とは、債権譲渡の場合の異議なき承諾ほどの強い公信力を有するものではないが、Yの問い合わせの有無、問い合わせの内容から返答を求められているのが明らかな抗弁についての情報に関するのみYの責任が問題となる。Yは返答する場合には、知つてゐる抗弁もしくは計算に入れている抗弁につき説明しなければならない。Yが確約的に説明する場合には、Yの権利外観責任は広くなる。このYの権利外観責任が成立しない場合にも、Yの信頼構成要件作出による信義則上の信頼責任の可能性がある。

たとえば、Yの権利外観責任を認めた判決例として大阪高判昭和四四・七・一七判時五九〇・四六、判タ二三七・一七四がある。代理受領の方法としてXがAに同道して代金を受け取りに来ることになつており、Yが債権担保目的であることを推知しながら承諾していた根担保としての代理受領において、Aから融資の申込を受けたXが融資に先立ち、Yに対し、「検収はどうなつてゐるか、代金の支払はどうなつてゐるか」と照会したところ、眞実はすでに代金支払済みで担保となる代金債権がないにもかかわらず、Yが軽率にも「近く検収を終えそのうえで代金を支払う」旨回答したので、代金の支払はまだであると思いXは融資したが、その後間もなくAは倒産した事案で、判決はYのXに対する損害賠償責任を認め、Yの説明時に知つていた抗弁をXに対抗できないものとする。

さらにAY間でYの相殺権放棄の合意もしくは相殺禁止特約がなされた場合には、その特約に違反する相殺によつて代理受領の目的債権は消滅しないこととなる。

III、Xへの給付を義務づけられない場合。

委任者に支払うべき依頼の趣旨が、取立委任に協力して受任者Xに支払うことを依頼するものであるときは、これは契約の一方の申込ではなく、これに対する承諾があるても、Yが債務を負担することにはならない。⁽¹³⁾ このとき、YがXに対し信頼構成要件を作出している場合にXに対する信義則上の保護義務違反や不法行為責任が問題となるにすぎない。

- (6) 脇屋・金法一八七・一「伊藤進『銀行取引と債権担保』」〇一一頁。
- (7) 脇屋・金法一八七・一「伊藤進『銀行取引と債権担保』」〇一一頁。
- (8) 中馬義直「前注・第三者のためにする契約」注釈民法(13) 〇一一〇頁以下。
- (9) Larenz, Schuldrecht, Allgemeiner Teil, 14. Aufl. 1987, § 17II; Medicus, Schuldrecht I, Allgemeiner Teil, 4. Aufl. 1988, § 67; Gottwald, Münchener Kommentar § 328, Rn. 68 参照。
- (10) Gottwald, Münchener Kommentar § 328, Rn. 69, 70, 74.
- (11) Gottwald Münch-Komm, § 328, RdNr. 71 参照。¹⁴⁾ Gottwald Münch-Komm, § 328, RdNr. 71a によれば第三者Xの保護必要性がなければならぬ。第三者が債務者Yの契約義務の不履行のため、債権者Aに対する契約上の損害賠償請求権を有する場合には、通常この第三者の保護必要性はない。なお、労働関係について、竹下政行「多数当事者の労働法律関係」法学雑誌三五卷一号、二号、三六卷一号参照。
- (12) 补充的契約解釈に「も」、「補充的契約解釈(一)～(五・完)」法学論叢一九卷一～四号、一〇〇卷一～二号(一九八六年) 参照。
- (13) 脇屋・金法一八七・一頁以下。

むすび

故意不法行為に基づかない担保的利益承認説によれば、履行利益賠償とも言える代理受領権者の財産的損害の賠償が認められる根拠が明らかでないが、代理受領契約が債権担保の目的でなされることを認識できる状況のもとで代理受領を承諾し、Xに直接支払うことを約した場合には、信義則によるまでもなく、契約解釈もしくは補充的契約解釈に基づきYのXに対する契約上の保護義務が認められうる。この債権担保目的の代理受領の第三者のための保護効を伴う契約構成によれば、債権担保目的であることを知りながら代理受領を承諾したYはXに対し不法行為責任を負うとする判例理論が、他方で大阪高判昭和四四・七・一七判時五九〇・四六、判タ二三七・一七四や東京高判昭和五〇・一〇・八金法七七三・三二、金判五七四・二六のように、債権担保目的であることを推知しながら代理受領を承諾していたYについても不法行為責任を拡張するという無理をする必要もない。また、YがAに支払ってしまった場合に、YはXに損害賠償しなければならず、結果的にYが二重払いさせられる危険についても、第三者的ための保護効を伴う契約構成によれば、Aに支払ったとき、Aに対する関係では有効であるが、Xにこれを主張することができない、XAYの内部関係では不完全履行と考えられ、Xに損害賠償したのち、二重払いとなるのでYはAに弁済したものと偽り請求できる。あるいは、Yは他人Aのために事務を処理していく、Xに対する損害賠償という損失を被ったのであるから、委任の六五〇条三項に基づき、Aに対しその損失の賠償を求めることができる。⁽¹⁴⁾したがって、結果的に、債権質類似の無名契約説、債権担保契約説、再履行請求権説に近い結果となる。またAY間でYの相殺権放棄の合意もしくは相殺禁止特約がなされた場合には、その特約に違反する相殺によって代理受領の目的債権は消滅しないこととなり、この限りでは、債権質類似の無名契約説、債権担保契約説、再履行

請求権説と同様の結果となる。さらに、Yの代理受領への承認や承認に際してのXの照会に対する回答により、YのXに対する権利外観法理や信頼責任に基づく責任が生ずることがある。

特にYがXに対し契約上の保護義務を負う場合、第三者のための保護効を伴う契約の特質から、原則として、Yが直接の契約当事者Aに対して有する、契約上合意された責任制限・排除をYはXに対しても主張でき、AY間の相殺禁止・相殺権放棄をXはYに対し主張できる。YのAに対する相殺の主張に対し、Xは默示のYの相殺権放棄の合意、もしくは、権利外観法理、信頼責任の主張によって守られうる。

代理受領へのYの承認により、YはXへの給付を義務づけられない場合には、YのXに対する信義則上の保護義務違反や不法行為責任が問題となるにすぎない。

YのXに対する契約上もしくは信義則上の保護義務が生じたのちには、AYはXの同意なしにXに対する保護義務を消滅させることができない。代理受領はこのように契約的構造によりXの担保的利益を保護しようとする債権担保手段である。

(14) 近時、六五〇条三項の規定する「他人のためにする行為のリスク責任」法理につき、宮本健蔵「雇用・労働契約への民法六五〇条三項の類推適用」法学研究（明治学院大）四九号（一九九一年）、同「労働過程で生じた損害の帰属と他人のためにする行為の危険責任」法学研究（明治学院大）四七号（一九九一年）参照。